

第 51 回
全日本バトントワリング選手権
東北支部大会
コンテストの部

基 本 実 施 要 項
競 技 規 定



日本バトン協会東北支部

目 次

第 51 回全日本バトントワーリング選手権 東北支部大会 コンテストの部

大会概要	・ ・ ・ ・ ・	2
実施規定	・ ・ ・ ・ ・	3
競技規定	・ ・ ・ ・ ・	4
課題曲申込み	・ ・ ・ ・ ・	6
その他	・ ・ ・ ・ ・	6
緊急対策	・ ・ ・ ・ ・	7

第 51 回 全日本バトントワーリング選手権 東北支部大会 コンテストの部 大会概要

名 称	第 51 回全日本バトントワーリング選手権東北支部大会コンテストの部
主 旨	本大会は、日本バトン協会東北支部の目的である「バトントワーリングの普及・振興に関する事業を行い、もって東北のスポーツ芸術・文化の発展に寄与することを目的とする」の精神のもとに東北各地からバトントワラーが一堂に集い、全国共通技能検定の振り付けによりバトントワーリングの正確な技術と豊かな表現力を養う。
開催日時	2026 年 1 月 17 日（土） 9:30～18:30（予定） 2026 年 1 月 18 日（日） 9:30～15:00（予定）
開催会場	仙台市新田東総合運動場（元気フィールド仙台） 〒983-0039 宮城県仙台市宮城野区新田東 4 丁目 1-1
主 催	日本バトン協会東北支部 東北マーチングバンド・バトントワーリング連盟
主 管	宮城県バトン協会
後 援 （予 定）	宮城県 山形県 仙台市 青森県教育委員会 岩手県教育委員会 秋田県教育委員会 青森県高等学校文化連盟 岩手県高等学校文化連盟 宮城県高等学校文化連盟 秋田県高等学校文化連盟 山形県高等学校文化連盟 河北新報社 NHK仙台放送局 TBC東北放送 仙台放送 ミヤギテレビ KHB東日本放送 一般社団法人日本バトン協会
種 目	全国共通規定演技 （ソロトワール） 入門／初級／中級／上級

実施規定

1. 出場資格

- (1) 選手は、2025 年度に一般社団法人日本バトン協会に団体加盟している団体に構成員登録していること。会員組織規程及び構成員登録規程に準ずる。※一般社団法人日本バトン協会の規程を準用。
- (2) 実施種目
[全国共通規定演技（ソロトワール）入門／初級／中級／上級]
- ① 同一選手の出場は2 種目までとする。
- (3) すべての参加申し込み申請は、**2025 年 11 月 11 日（火）14 時まで**とする。
- (4) 本大会に参加する選手は、参加申込用紙に必要事項を記入し登録団体毎にデータで提出すること。
※申込用紙は、日本バトン協会東北支部ホームページからダウンロードし、大会専用メール宛先：
toughoku_baton@yahoo.co.jp に送信すること。
※メールの件名に「51 全国共通規定大会申込団体名」を入れること。
- (5) 下記の種目別の参加費を、締め切り日までに指定口座への納入を厳守すること。
- ① 一度納入された参加費は、原則として払い戻しはしない。
- ② 団体参加費 2,000 円（1 団体につき）
- ③ 参加に要する個々の経費は、各選手の負担とする。

種目	参加費
団体参加費	2,000 円
コンテストの部 全国共通規定演技 (1 種目)	3,000 円

<振込先>

ゆうちょ銀行 記号 18430 番号 2116611 口座名 ゼンホンバトントワールセンジュケントウホクシブタイカイ

ゆうちょ銀行以外 店名 八四八（読みハチヨンハチ）預金科目 普通預金 口座番号 24116611
口座名 ゼンホンバトントワールセンジュケントウホクシブタイカイ

※大会参加に際して提供される個人情報は、本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に利用するものではない。

(8) お問い合わせ

お問い合わせは、メールで受付する。（団体責任者からに限る。）
メールの件名に「団体名 51 全国共通規定演技」入れること。
大会専用メール宛先：toughoku_baton@yahoo.co.jp

競技規定

1. コンテストの部

●全国共通規定演技 ソロトワール 入門・初級・中級・上級

(1) 対 象 未就学～一般 ※性別区分は行わない

(2) 課題曲 レインボーマーチ

(3) 振付等 いずれもDVD・振り付け集による。

入門→全国共通技能検定6級～5級の内容による規定の振り付け

初級→全国共通技能検定6級～3級の内容による規定の振り付け

中級→全国共通技能検定6級～2級の内容による規定の振り付け

上級→全国共通技能検定6級～1級の内容による規定の振り付け

2. 罰則

(1) 参加不可

①『1. 出場資格』規定に反した場合は参加資格を失うこともある。

②『2. 部門』規定に反した場合は参加資格を失うこともある。

★上記に該当した団体には、実行委員会にて判定をし、通知する。

(2) 警告

①『1. 出場資格(4)(6)』規定に反した場合。

②実行委員会の指示に従わなかった場合。

★上記に該当した団体には警告書を通知する。

(3) 注意

①他の参加団体に迷惑となる行為のあった場合。

②非社会的な行為、大会主旨に反する行為があった場合。

③演技中に危険な行為のあった場合。

★上記に該当した選手には注意書を通知する。

3. 演技順

(1) 演技順は、実行委員会の抽選により決定する。

(2) 種目重複選手を考慮し審査委員会にて決定する。

(3) アナウンスについて

①セット番号→②最後の選手名アナウンス→③約2秒後に「ミュージック」→④約1秒後に音楽を再生する。

4. 表彰

(1) 参加者全員に賞状を授与する。

5. 競技におけるアクシデント

(1) 大会期間中のアクシデント（体調不良、怪我・演技中にバトンが折れる）について、再演技の判断は、団体責任者・選手・審査員長が協議し決定をする。

(2) 再演技を行った場合は、再演技の採点を有効とする。ただし、再演技を行わなかった場合は演技をした所までを採点対象とする。

(3) 選手が自分の演技時間に出遅れ、途中から演技を行った場合は、演技を行ったところを採点対象とする。競技フロアにいない場合は棄権とみなす。

6. 大会における肖像権について

選手は肖像権を日本バトン協会東北支部へ譲渡するものとする。支部指定業者により撮影された肖像を協会資料や新聞、雑誌、ホームページに掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用し、商品化するなど営利非営利を問わず利用することに同意したものとする。

但し、日本バトン協会東北支部へ参加申込締切までに書面にて使用拒否の旨を提出した場合はその限りではない。※一般社団法人日本バトン協会肖像権取扱規程に準ずる。

7. その他

- (1) 大会の主旨及び実施要項・競技規定・審査規定に反する行為を行った場合、警告又は次回大会出場できない場合もある。
- (2) 実施要項の主旨を変更することなく、実行委員会において加除訂正を行うことができる。
- (3) 災害や感染症などの緊急事態状況下の大会開催は、日本バトン協会東北支部が総合的に判断し、延期または中止とする場合がある。尚、参加団体、観客、大会関係者の安全性と支援を意図することを目的とし、実施要項を一部変更することもある。

課題曲申し込み

1. 課題曲

全国共通規定演技DVD・コンテ1セット5,500円（税別）CD1,100円（税別）を送料別にて、一般社団法人日本バトン協会で購入している。

その他

1. 傷害保険について

- (1) 日本バトン協会東北支部にて、選手を対象に傷害保険に加入する。
- (2) 補償内容は「大会前日（午後）の会場到着時から会場出発時まで」とする。会場までの移動や宿泊中の傷害保険については、各団体が任意で加入のこと。

2. 選手及び引率者について

- (1) 選手は“大会記念バッジ”と“一般社団法人日本バトン協会 2025 年度構成員ワッペン”を左腕に、団体登録引率者は“大会記念バッジ”を左腕に当日団体受付時に配布された“リストバンド”を左手首に着装し、2次案内で指定する場所から入館する。
- (2) 引率者の上限は、以下のとおりとする。

出場 メンバー数	1 名	2 名～10 名	11 名～
団体登録引率者数 上限	1 名	2 名	3 名

- (3) プログラムは選手1名1冊、団体1冊、登録引率者1名1冊を団体受付の際に配布する。

緊急対策

1. 目的

大会における安全管理を万全にし、以て不測の事態による天災及び人災を最小限に軽減するために以下の緊急時対策をとる。

2. 予防体制

- (1) 各部長は、それぞれのポジション内の整理に努め、不必要なものは置かないようにし、常に避難経路を確保すること。
- (2) 各部設営終了後及び2日目役員集合後、各部部長の指示で、消火器及びAED設置場所などの会場内の状況を確認するとともに不審物、危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあった場合には、大会本部に各部長を通じて連絡すること。

3. 緊急事態発生の場合

- (1) 火災発生の場合
 - ① 火災発生の発見者は、大声で付近の人に知らせるとともに、可能な限り初期消火を行い、併せて使用する施設の管理室へ通報する。
 - ② 初期消火については、消火器の操作要領を大会本部に確認しておくこと。
 - ③ 参加者の避難誘導については、大会本部と使用する施設の連絡（放送）により、参加者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。（二次案内会場図参照）
- (2) 地震の場合
 - ① 参加者に対して、まず冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入り口を使って館外に誘導を行う。誘導にあたっては、使用する施設の職員、各部長の指示を受ける
- (3) けが人・病人発生の場合
 - ① けが人・病人が発生した場合には、各部長が大会本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つこと。
 - ② 救急搬送の必要がある場合は、大会本部が救急車を要請すると同時に使用する施設へ通知する。処理が済んだら使用する施設へ報告する。